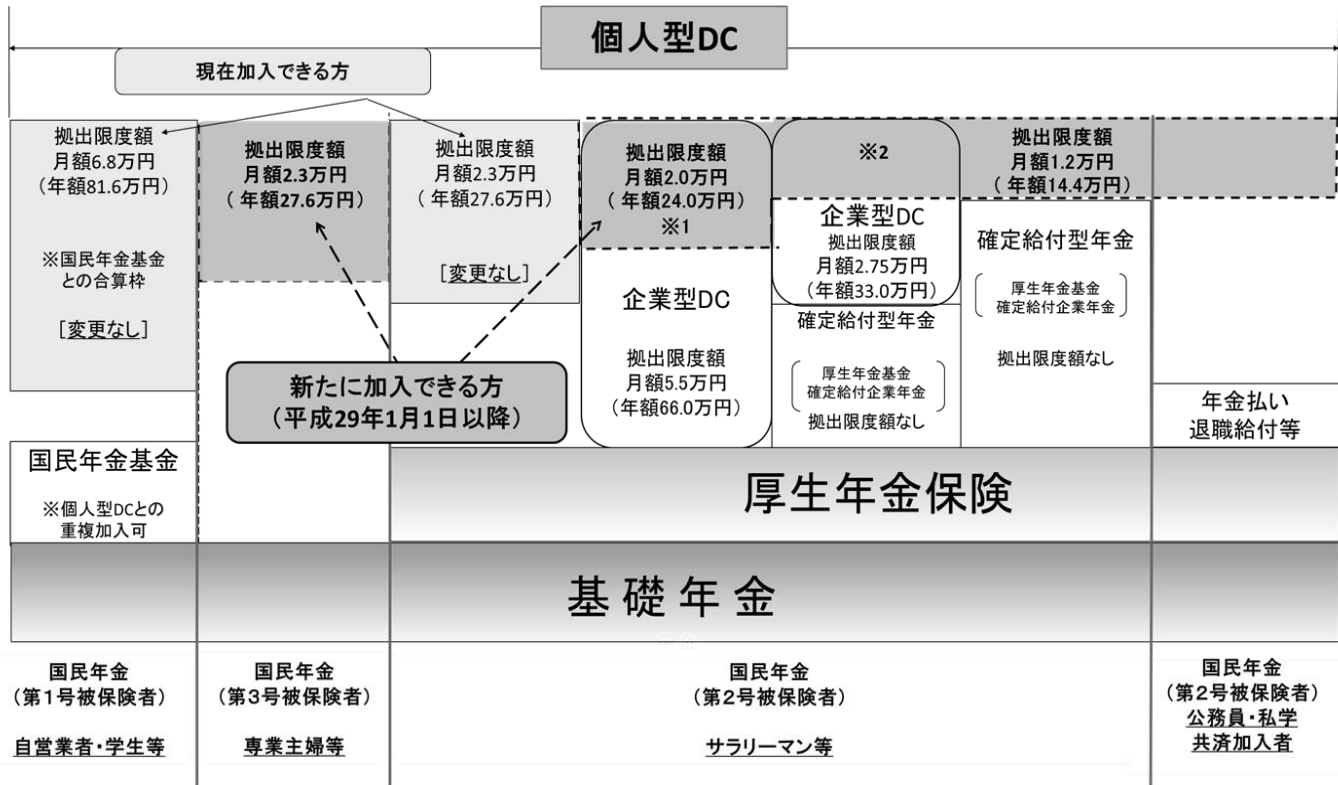


個人型確定拠出年金制度(個人型DC)制度が改正されました！

確定拠出年金法等の一部を改正する法律案が平成28年5月24日に成立し、6月3日に公布されました。

1. 個人型確定拠出年金(個人型DC)の加入範囲が拡大されます(平成29年1月1日施行)

個人型DCの加入範囲が拡大され、これまでの加入対象者に加えて、企業年金加入者・公務員等共済加入者・私学共済加入者・第3号被保険者(専業主婦等)についても基本的に個人型DCへ加入することができるようになります。



国民年金保険料の免除を受けている方は原則加入できません。また、企業型DC加入者の場合(※1、※2)、事業主が企業型DC規約を変更しなければならないなど諸条件がありますので、詳しくは運営管理機関などにお問い合わせ下さい。

2. 脱退一時金の支給要件が変更になります。(平成29年1月1日施行)

老後の資産形成を図るための制度であることを明確化するため、脱退要件が縮小されます。

〔個人型DC脱退一時金支給要件の変更〕

現行	改正後
次のいずれにも該当する者 ・個人型DC加入者となる資格がないこと ・60歳未満であること ・企業型年金の加入者でないこと ・通算拠出期間が3年以下、又は個人別管理資産額が50万円以下であること ・確定拠出年金の障害給付金の受給権者ではないこと ・最後に企業型年金又は個人型年金の資格を喪失した日から2年以内であること ・企業型DCの脱退一時金を受給していないこと	次のいずれにも該当する者 ・保険料免除者※であること →削除 →削除 ・通算拠出期間が3年以下、又は個人別管理資産額が25万円以下であること →変更なし →変更なし →変更なし
次のいずれにも該当する者 ・確定拠出年金の障害給付金の受給権者ではないこと ・通算拠出期間が3年以下、又は個人別管理資産額が25万円以下であること ・継続個人型年金運用指図者となった日から2年以内であること ・企業型DCの脱退一時金を受給していないこと	廃止(規定の削除)

※保険料免除者:生活保護受給中の法定免除者、申請免除者、学生納付特例適用者または納付猶予適用者。

〔経過措置〕

・施行日(平成29年1月1日)前に企業型DC・個人型DCの加入資格を喪失している者に係る脱退一時金の支給については従前の例による。

3. その他の法改正事項

- ①確定拠出年金(DC)の拠出限度額の年単位化 施行日:平成30年1月1日
- ②企業年金へのポータビリティの拡充(DC⇒DB移換) 施行日:公布の日(平成28年6月3日)から2年以内で政令で定める日。
- ③個人型DCへの小規模事業主掛金納付制度の創設 施行日: ”